

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A会社に雇用され、Bに所在する同社C支社に雇用され、ビル清掃業務に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月○日、業務を終えて帰宅途中の電車の中で嘔気を催し、電車を降りた直後に嘔吐して、胸が突き刺さる程の痛みの症状が生じたという。

請求人は、翌○日、D病院に受診したところ、心筋梗塞の疑いがあったため、同日E病院に救急搬送され、同病院において「たこつぼ型心筋症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、心臓カテーテル検査を含め精査した結果、本件疾病と診断されている。F医師が平成○年○月○日付け意見書において、「診断時に冠動脈に有意な狭窄がないことを確認するため、(本件疾病は) いわゆる虚血性疾患には該当しない。」と意見を述べているとおり、当審査会としても、本件疾病は脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)に掲げられた対象疾病には該当しないと判断する。

(2) また、本件疾病については、請求人は「心身のストレスが原因で発症すると医師から説明を受けた」と主張するが、「精神的・身体的ストレスを契機に発症することが多い」ことは認められるものの、G医師が平成○年○月○日付け意見書において、「(本件疾病の) 発生原因は不明であり、業務との関連性は認められていない。」と述べているとおり、その発症機序は医学的に明確にされているとは言い難く、発症機序が明らかではない。

(3) 請求人は、H空港内のビルの清掃に従事し、ここで肉体的・精神的に強いストレスを受けたため本件疾病を発症したと主張しているため、当審査会としても取扱いを妥当と考える認定基準に基づいて、念のため、請求人の過重負荷についてみると、次のとおりである。

ア 発症直前から前日までの間に異常な出来事は認められない。

イ 発症前1週間の時間外労働時間は、10時間17分であり、過重負荷があったとは認められない。

ウ 発症前4か月から6か月において時間外労働時間が78時間ないし102時間に及んでいることが認められるも、発症前1か月から6か月では1か月当たり22時間ないし58時間であり、発症前6か月間の平均時間外労働時間は65時間、発症前3か月間では約40時間であって、著しい過重負荷があったとは言えない。

エ 労働時間以外の負荷要因も認められない。

オ 請求人は、広範囲な清掃作業を1人で担当していたことが過重であったと主張するが、上記のとおり、発症前1か月から6か月では1か月当たりの時間外労働時間は22時間ないし58時間程度であり、負荷要因は認められない。

(4) 以上のことを総合すると、請求人に発症した本件疾病は、認定基準に掲げられた対象疾病には該当せず、その発症機序は不明と言わざるを得ないものであるところ、請求人が従事した業務に過重負荷があったとも認められない。したがって、当審査会としても、本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。